

安 全 報 告 書

令和2年度版

株式会社セコ・インターナショナル

この安全報告書は航空法第111条の6の規程に基づき作成され公開されたものである。

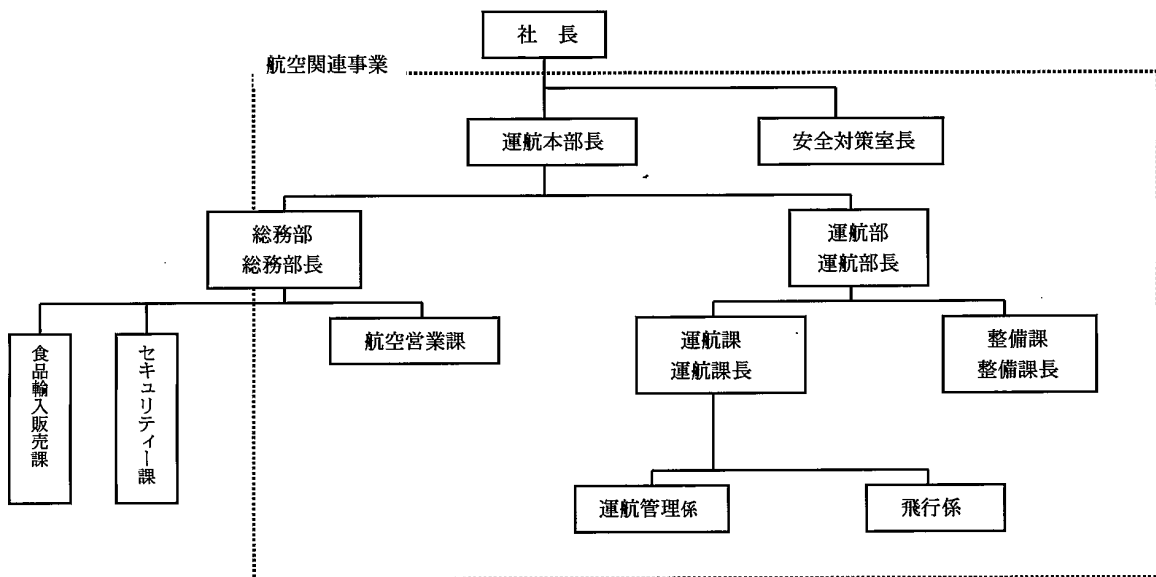
1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

当社は、航空機を通してお客様と共に歩み、その使命の大前提である安全輸送について、「安全はすべてに最優先される」を合い言葉に日夜、精進し社員一人一人がよりきめの細かい安全施策を構築していきます。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制

(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

イ) 安全確保に関する組織の組織図



ロ) 各組織の機能・役割

[安全対策室長]

安全管理の取り組みの統括管理者である。

安全管理体制の継続的な改善を推進し、安全の監視を行う。

安全施策・安全投資などの重要な経営上の意志決定に直接関与する。

安全に関する重要事項について社長に報告する。

事故・インシデントが起きた場合、原因の究明や是正に対する必要な勧告・提言を行うために、社内体制の設置の発動を行う。

関連部門の組織長への安全に関する助言、勧告、援助を行う。

〔運航部〕

実際の航空機の運航に携わる部署である。

〔航空営業課〕

航空部門の営業を統括している。

ハ) 各組織における人員数など

| 組織又は担当 | 人 数 | 備 考 |
|-------------|------------|-------|
| 社 長 | 1名 | |
| 運 航 本 部 長 | 1名 | |
| 運 航 副 本 部 長 | 1名 | |
| 安 全 対 策 室 長 | 1名 | |
| 運 航 管 理 係 | 7名 | 兼務者あり |
| 飛 行 係 | 4名（航空機乗組員） | 兼務者あり |
| 整 備 課 | 5名（資格所持者） | 兼務者あり |
| 営 業 課 | 2名 | |

(2) 日常運航の支援体制

イ) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理者に係わる訓練及び審査の内容

航空機乗組員、整備従事者及び運航管理者は、運航規程並びに整備規程にのっとり、1年毎または、必要に応じ訓練・審査を実施しています。

ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

少数の利を生かし、フェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションに努めるとともに自由に意見や問題点の提議ができる環境を作り出しています。

ハ) 安全に関する社内啓蒙活動等の取組み

定期安全会議の実施とインシデント・アクシデント情報の入手した都度、通達など入手した都度の安全会議の実施。

名古屋空港における救難・救助訓練への参加。各種講習会への参加。

(3) 使用している航空機に関する情報

イ) 保有している航空機の種類等

| 種類 (型式) | 座席数 (乗客分) | 年間飛行時間 | 機 数 | 導 入 年 |
|----------|-----------|----------|-----|----------|
| R 4 4 II | 3 席 | 1 0 0 時間 | 1 機 | 平成 3 0 年 |
| R 4 4 II | 3 席 | 1 0 0 時間 | 1 機 | 令和 2 年 |
| | | | | |

3. 法第 1 1 1 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項 (規則第 2 2 1 条の 6 第 3 号)

法第 1 1 1 条の 4 に規定する「航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態」(事故、重大インシデント及びその他安全上のトラブル) の発生状況

イ) 総件数

該当事項ありません

ロ) 主要な事態 (安全上の重大性や社会的反響が大きかった事態) の概要及び対応状況

対処:

結果:

該当事項ありません

ハ) トラブルの種類別、機種別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

種別:

機種:

路線:

該当事項ありません

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項 (規則第 2 1 1 条の 6 第 4 号)

(1) 3. の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

該当事項ありません

(2) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文章による情勢処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

該当事項ありません

(3) 1. 及び2. 意外に安全向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、該当措置
該当事項ありません

(4) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取り組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

総合的に良く取り組みができました。具体的には、安全阻害行為又は阻害要素の洗い出し訓練を通じての問題意識の掘り出しから対策までを全員で実施できました。

(5) 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取り組み目標等の事項

安全目標（全社）

悲観的に準備し 楽観的に対処せよ

取り組み（運航課・整備課）

基本がなぜ重要なのか？を常に考えて業務を行う。

常にベターではなく、ベストを模索する姿勢を持つ。

面倒な事から逃げず、チャレンジする意欲を持つ。

自分の能力とその限界を知り、無理をしない。

ヒヤリ・ハットを自発的に報告する謙虚さを持つ。